

移動等円滑化取組計画書

（乗合バス車両記載例）

令和2年 2月 4日

住 所 広島県広島市西区三篠町3-14-17

事業者名 広島交通株式会社

代表者名 代表取締役 前 泰弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1） 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が保有する乗合バス車両においては、2018年度末時点のノンステップバス導入率は低率とどまっている（適用除外車両を除く）。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、置き換え可能な乗合バス車両をノンステップバスに置き換えるに。

（2） 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①車椅子利用者等のために、低床車両の運行状況をスマートフォンでお知らせし、利便性の向上を図る。
- ②ノンステップバスを運転及び固定方法等の安全な操作手順を運転手に確実に習得させるため、教育訓練を行うとともに、定期的にバリアフリーに関する講習を開催する。
- ③職員、乗務員の目につきやすいところにヘルプマークなどを掲示し、全職員が高齢者、障害者等に関する理解を深める機会を設ける。
- ④沿線の児童を対象に乗り方教室を開催し、車いすの乗降体験や優先席の利用方法などを説明し、障害者・高齢者への理解を求める機会を積極的に設ける。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを計画的に導入する。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗車支援	障害者の方を招きバスの乗り方教室を開催する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供の拡充	・ 車内の行先表示器をフルカラー化した車両を導入するとともに、車内後方部からも確認できるよう、中間部にも設置した車両を導入する。 (2019年度～)
ノンステップ運行する路線	・ ノンステップの運行状況について、ウェブサイト及び主要停留所等でも把握できるよう改修する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・ 疑似体験具を配置し乗務員が、高齢者、障害者の方への乗降支援を適切に行えるようにする。(2019 年度～)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。会社内の次年度以降の教育訓練等の方針策定の検討材料とする。 ・ 本社の運輸課をバリアフリーの主管課として、社として推進体制を構築する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
ノンステップバス	導入台数を4台から8台に変更する。	ニーズの高まりに対応するため

Ⅴ その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、達成状況を確認しながら推進する。
--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。